

主要な中小企業施策

令和4年6月

1. 中小企業の事業継続支援（新型コロナ対策）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの中小企業は売上げが激減するなど、かつて無い大きな影響を受けてきた。
- 雇用を守り、経済を支える中小企業の事業継続を支援するため、各種給付金・協力金、雇用調整助成金、資金繰り支援など、これまでに無い異例の措置を、切れ目無く実施。昨年の倒産件数は57年ぶりの低水準。

(1) 事業復活支援金（令和3年補正予算：2.8兆円 本年1月末受付開始、6月17日終了）

- 新型コロナで2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以下に落ち込んだ事業者（中堅・中小企業、個人事業主）に対し、地域・業種問わず、売上高減少を基準にした5か月分（11～3月）の支援金を一括給付（法人最大250万円、個人事業者最大50万円）。
- 売上高減少が30%～50%の事業者も新たに対象とすることで、過去の給付金よりも対象を拡大。
- 6月2日時点で約178万件、約1兆3300億円を給付。

これまで実施した給付金・支援金

○持続化給付金（2020年5月に申請受付を開始。翌年2月受付終了）

- 新型コロナで売上げが50%以上減少した事業者に対して、法人最大200万円、個人事業者最大100万円を一括給付。
- 約424万件、約5.5兆円を給付。

○家賃支援給付金（2020年7月に申請受付を開始、翌年2月受付終了）

- 新型コロナで売上減少に直面する事業者に対し、家賃等の負担軽減のため法人最大600万円（個人事業者最大300万円）を給付。
- 約104万件、約9000億円を給付。

○一時支援金・月次支援金（2021年3月に申請受付開始。今年1月受付終了）

- 緊急事態宣言等により売上が50%以上減少した事業者に対して、一月あたり法人最大20万円（個人事業者最大10万円）を給付。
- 一時支援金は約55万件・約2000億円、月次支援金は約234万件・約3000億円を給付。

(2) 地方公共団体の地方創生臨時交付金による支援

- 地方創生臨時交付金を措置し、時短要請に応じた飲食店等に対して、売上高に応じて一日最大 20 万円の協力金を、地方自治体から給付。(本年 1 月末時点で、事業者への支払額 5.4 兆円)
- また、飲食店以外にも、酒類販売事業者など売上げが大きく減少している事業者に対する政府の支援金の上乗せ措置や、政府の支援金の対象となっていない事業者に対する給付制度(横出し措置)を設けるなど、各都道府県では、地域・業種に対応したきめ細かい給付を臨時交付金で実施。

(3) 雇用調整助成金の特例(9月末まで延長予定)

- 新型コロナの影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、雇用調整助成金の特例措置として、助成率及び上限額を上げた上で、休業手当などの一部を助成。

※原則(中小企業向け)：助成率 4/5、助成額 1 人一日あたり 9000 円

業況特例：売上げが 3 ヶ月平均で前年比 30%以上減少している企業

地域特例：緊急事態宣言・まん延防止措置の対象区域で時短営業の要請等に協力する企業

※上記の特例に該当する場合、助成率 10/10、一人一日あたり 1 万 5 千円を助成

- 5 月 27 日時点で、累計約 650 万件、5.7 兆円を助成。

(4) 資金繰り支援

- 厳しい経営環境の中小企業の資金繰りを支えるため、政府系金融機関における実質無利子・無担保融資(無利子期間：当初 3 年間、据置期間最大 5 年)を実施(今年 9 月末まで)。
- 加えて、民間金融機関においても、実質無利子・無担保融資を実施(2020 年 5 月開始、2021 年 3 月末終了)。

※日本公庫の実質無利子融資件数、融資額：約 102 万件、約 19 兆円

民間金融機関の実質無利子融資件数、融資額：約 137 万件、約 23 兆円

※これは、リーマンショック時の融資件数(40 万件)、東日本大震災時の融資件数(27 万件)を大きく上回る水準。

- 過剰債務対策として、官民金融機関へのリスクへの積極対応などの要請、中小企業活性化パッケージの推進(収益力改善計画の検討・策定支援、中小企業の事業再生等のガイドラインの策定、中小企業活性化協議会の設置など。)

2. 原油価格・物価高騰対策（総合緊急対策）

○原油価格や物価高騰等によって特に影響を受ける中小・小規模事業者等に対する支援など、影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施。

（1）原油価格高騰対策

➤ 元売り事業者に対する価格抑制原資の支給額の上限を25円から35円に引き上げるなど、燃料油に対する激変緩和事業を拡充。

（2）資金繰り支援等

➤ ウクライナ情勢等の影響を受けた事業者への日本公庫のセーフティネット貸付の更なる金利引き下げ。（▲0.2%→▲0.4%）

（3）価格転嫁対策

➤ エネルギー価格・原材料価格の上昇に対応し、下請中小企業に公平・適切に付加価値が共有されるよう「転嫁円滑化施策パッケージ」（昨年末取りまとめ）に沿って、独禁法・下請代金法上の取締りの強化、下請Gメン倍増、パートナーシップ構築宣言の拡大などの取組を具体化。

（4）事業再構築補助金の拡充

➤ ウクライナ情勢や原油価格・物価高騰等の影響を受けている事業者に対し、特別枠「原油価格・物価高騰等緊急対策枠」の創設や加点措置により重点的に支援。

3. 構造的課題の解決（事業再構築、生産性向上、賃上げ支援等）

○新型コロナの影響が長期化し、これまでのビジネスモデルでは売上げの回復が期待しづらい中、新分野展開、事業転換等の中小企業の思い切った挑戦を進めていくことが必要。

○加えて、グリーン・デジタルなど世界的な構造変化が進む中、構造的課題の解決に向け、中小企業がグリーン・デジタルなどの分野で挑戦することを支援。

○さらに、中小企業の成長を後押しするために、生産性向上のための設備投資、IT導入、販路開拓などを支援。

○上記取組により、生産性を高めるとともに、取引適正化等を進めることで賃上げが可能となる環境を整え、「成長と分配の好循環」を実現。

(1) 事業再構築補助金 (令和2年・3年補正と令和4年予備費の合計：1.9兆円)

- 新型コロナの影響で2020年4月以降の売上高が10%以上減少した中小企業等に対し、新分野展開や業態転換等の事業再構築に係る設備投資等を補助。
(通常枠：補助上限最大8,000万円、補助率：原則2/3)
- 令和3年度補正予算では、中小企業の構造改革を支援するために、グリーン成長枠を新たに創設。売上減少要件を撤廃した上で上限額を最大1.5億円に引き上げることで、伸びゆく事業者を手厚く支援。
- これまで4回の公募を実施、約3万5千社、8800億円を採択。現在、第5回目の採択審査を進めると共に、第6回目の公募を実施中。

(2) 生産性革命推進事業 (令和2年、令和3年補正予算：6000億円)

- 中小企業は、積極的な設備投資や研究開発投資の不足等により、生産性が大企業と比較し低い状況。また、人材不足や経営者の高齢化等の構造変化に加え、賃上げ、インボイス導入など相次ぐ制度変更への対応が必要。
- この状況を踏まえ、生産性向上を継続的に支援し、各種課題対応を促進する「生産性革命推進事業」を創設。以下4つの補助金で、設備投資、IT導入、販路開拓、事業承継等の支援を機動的に実施(通年で公募を実施中)。

【①ものづくり・商業・サービス補助金】 (これまでの採択件数：約2.3万件)

※通常枠：補助上限最大1250万円、補助率：原則1/2

中小企業等による新商品・サービス開発、設備投資等を支援する補助事業。令和3年度補正予算により、新たにデジタル枠・グリーン枠を設け、補助率や上限額を引上げ(補助上限最大2000万円、補助率2/3)。

【②IT導入補助金】 (これまでの採択件数：約5.9万件)

※通常枠：補助上限最大450万円、補助率：原則1/2

中小企業等のバックオフィス効率化等のためのITツール導入を支援する事業。令和3年度補正予算では、インボイス制度への対応も見据え、会計ソフト等のITツール導入を集中的に支援するため、補助率の引き上げ(補助率最大3/4)、クラウド利用料の最大2年分の補助、PC等のハード購入補助を実施。

【③持続化補助金】 (これまでの採択件数：約14万件)

※通常枠：補助上限50万円、補助率：原則2/3

小規模事業者等による販路開拓等を支援する事業。令和3年度補正予算により、赤字でも賃上げ等に取り組む事業者向けに特別枠を設け、補助率や上限額を引上げ(補助上限最大200万円、赤字事業者は補助率3/4)。また、インボイス制度開始への対応を支援する特別枠を設置し、重点的に支援(補助上限100万円)。

【④事業承継・引継ぎ補助金】（現在、第一回公募中）

※経営革新：補助上限 600 万円、補助率：2/3（400 万円以内）、1/2（400～600 万円以内）

※専門家活用：補助上限 600 万円、補助率：2/3 以内

※廃業・再チャレンジ：補助上限 150 万円、補助率：2/3 以内

事業承継・M&A 後の設備投資や販路開拓等の新たな取組や、M&A 時の専門家の活用、廃業・再チャレンジの取組を支援。

（3）賃上げ支援

- 賃上げ税制の抜本強化（税額控除率最大 40%）や、赤字の中小企業の賃上げ支援のため、ものづくり補助金や持続化補助金の補助率を引き上げる特別枠を設置するなど、税制・補助金により、中小企業の賃上げを支援
- 中小企業の賃上げ原資の確保のため、下請中小企業に公平・適切に付加価値が共有されるよう「転嫁円滑化施策パッケージ」（昨年末取りまとめ）に沿って、独禁法・下請代金法上の取締りの強化、下請 G メン倍増、パートナーシップ構築宣言の拡大などの取組を具体化。

（4）経営者保証に依存しない融資慣行の確立

- 創業時に融資を受ける際の個人保証を不要とするなどの見直し。

4. 相談体制の構築

○デジタル化（DX）、グリーン化（カーボンニュートラル）など、近年、経営環境の変化の度合いとスピードが高まっており、その変化は不可逆的。こうした変化に中小企業も柔軟に対応していくことが必要。

○中小企業の経営力そのものが問われる時代にあって、不確実性の時代は、「経営力そのもの」が問われる。中小企業が能動的に経営を見直し、自己変革できるよう促す仕組み作りとして、対話と傾聴により経営者の自己変革力、自走力を高める「伴走支援」を全国的に拡大する。

伴走支援の全国展開

- ① 伴走支援を全国に拡大するための様々な論点を議論するとともに、各機関の連携を促進するため、商工団体、士業団体、金融機関等の中小企業支援機関をメンバーとする「経営力再構築伴走支援推進協議会」を 5 月 31 日に設立。
- ② 中小企業団体の相談窓口の体制強化や、伴走支援に必要な知識・ノウハウを学ぶための研修プログラム開発などにより、伴走支援を全国に拡大。

（令和 3 年度補正予算：130.4 億円の内数）